

随意契約（相手方指定）調書

件名	(仮称) 日暮里地域活性化施設基本設計・実施設計 業務委託	No.5100122
工(納)期	平成29年11月10日	
契約締結日	平成28年11月14日	
契約金額	68,871,600円(消費税込み)	

契約相手方	株式会社前川建築設計事務所 (法人番号:3011101019875)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>(仮称) 日暮里地域活性化施設基本設計・実施設計業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 株式会社前川建築設計事務所 所在地 東京都新宿区本塩町8番地 代表者 橋本 功</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、(仮称) 日暮里地域活性化施設の基本設計及び実施設計を委託するものである。 主管課からは、プロポーザル方式により委託先候補者を選定のうえ、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本施設の建設予定地である日暮里の立地の優位性を活かし、さらなる誘客を促進することにより、地域活性化に資する機能を持つ施設を整備する必要があるため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行ったものである。</p> <p>② 候補事業者の選定にあたっては、参加事業者を公募の上、評価委員により審査基準を定め、応募のあった3社に対し、実務経験や設計担当チームの意欲及び能力等の評価を行った。 選定業者からは、「(仮称) 日暮里地域活性化施設の整備及び運営に関する検討委員会報告書」の考え方を十分に理解し、観光資源としてのデザイン性及び地域コミュニティ施設としての利便性を兼ね備える具体的な提案が高く評価された。また、各技術者やチームとしての実績も豊富で、安定的かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上の事から、選定業者は第1次審査、第2次審査ともに全体の8割を超える最高得点を取得しており、契約相手業者として妥当と考えられるため、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>